令和5年度職員団体との交渉結果(第2回確定交渉(部長1回目))

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県職員組合、全教滋賀教職員組合、滋賀県公立高等学校教職員組合、滋賀県障害児学校教職員組合

2. 当局側出席者

総務部長、総務部管理監(人事課長)、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和5年11月7日(火)13:30~15:15 北新館5A会議室

4. 内容

人事委員会勧告の実施、諸手当の改善、会計年度任用職員の勤務条件、人事評価制度、管理職員等 の範囲など

5. 交渉状況

聯吳田 体	e
職員団体	県
ガソリン代、食料品等の物価上昇による負担増	人事委員会勧告を尊重する立場には変わりはな
を踏まえ、全ての職員の生活改善につながる大幅	いが、財政的な影響についても十分検討を行う必
な賃金改善を行うよう求める。	要があり、もう少し検討の時間をいただきたい。
民間経験を有する職員の初任給を改善するた	初任給を理由とした辞退者もおり、民間の有為
め、前歴換算制度を見直すよう求める。	な人材を公務に誘致していくためには現行の前歴
	換算を続けていくことが適当かどうか課題意識を
	持っている。まずは他府県の状況の把握に努めた
	٧١°
通勤手当について、ガソリン代の高騰に見合う	人事委員会勧告に基づいて実施するものと認識
よう、交通用具に係る手当額の改善を行うよう求	しており、勧告等にない内容を独自に拡大実施す
める。	ることは困難である。
また、交通用具を使用する場合について、長距	
離通勤する職員の負担を軽減するため、手当の距	
離区分の拡充を行うよう求める。	
獣医師の初任給調整手当の支給額の増額、支給	人事委員会勧告で獣医師の支給額等の見直しに
期間の延長、在職者への追加支給を行うよう求め	ついて言及があったところであり、獣医師の採用
る。また、薬剤師に対する初任給調整手当を新設	が困難となっていること、他の都道府県において
するよう求める。	手当の導入や手当額の引上げが進んだ結果、相対
獣医師については、他の都道府県では大幅な処	的に本県の支給水準が低くなっていることから、
遇改善を実施している例があり、給付金制度で定	他の都道府県と比べて遜色のない制度となるよう
着を図っているところもある。こういった確保対	支給額および支給期間の拡大について検討した

策も検討する必要がある。

薬剤師については、特に病院で確保が困難となっている。

V10

薬剤師の初任給調整手当は支給団体がほとんどなく、新設は困難である。

会計年度任用職員の期末手当を引き上げるよう 求める。また、令和6年度から勤勉手当を支給し、 令和6年6月期に係る勤務期間は令和5年12月か ら計算をするよう求める。 期末手当の引上げについては、人事委員会勧告の中では具体的に触れておらず、今後、任命権者として検討していく。実施の判断については少し時間をいただきたい。

勤勉手当については、地方自治法の一部改正により支給可能とされ、人事委員会勧告で常勤職員との均衡を踏まえて具体的な支給方法を定めることについて言及があったところであり、他の都道府県の状況も参考に具体的な支給方法等について検討を進めている。

会計年度任用職員の私傷病特別休暇の一部有給化を検討するよう求める。

本県の休暇制度は国の非常勤職員との均衡を基本に、以前の非常勤嘱託員の休暇制度を考慮することを基本としている。国の非常勤職員においては、無給かつ10日とされていることから、有給化は困難である。

人事評価制度について、職員のモチベーション 向上や人材育成につながっていない。誰もが意欲 をもって働き、職員が孤立することなく、チーム で助け合い、住民に信頼される公平・公正な地方 行政を確保できる勤務環境の構築につながる制度 とするよう求める。

評価は絶対評価なのに給与反映は相対化されることは問題と考えている。

単年度評価も問題と考えており、中長期的な取組が遅れている。数値目標の設定も県の仕事にはなじまないのではないか。

引き続き人事評価制度が円滑に実施できるよう 見直しを行いながら取り組んでいきたい。

給与反映について、行政経営方針に掲げる「県 庁を担うひとづくり」を推進する観点から、より 職員の意欲向上や人材育成につながる制度となる よう勤勉手当の成績率の運用の見直しを検討して いきたい。

中長期的な取組であっても各年度でどこまで到 達するかも大切であり、現在の人事評価制度がな じまないとは考えていない。

課長補佐級職員を管理職員等の範囲に含めない よう見直しを求める。 人事委員会とともに検討を行っており、引き続き話し合いを行いながら検討を進めていきたい。

育児部分休業、育児短時間勤務等が取得できる 子の対象年齢を小学校卒業まで拡大するよう求め る。 育児部分休業、育児短時間勤務は、地方公務員の育児休業等に関する法律により、全国一律の制度となっており、取扱いの変更は困難である。

子育て支援時間は、小学校3年生まで対象としているが、国にはない制度であり、これ以上の拡大は困難である。